

神奈川歯科大学附属病院 義歯診療科  
補綴歯科専門医研修プログラム



## I 補綴歯科専門医認定研修施設の概要

認定研修施設(単独型) (認定研修機関登録番号:第103号)

- (1)名称:神奈川県横須賀市小川町1-23 義歯診療科
- (2)所在地:神奈川県横須賀市小川町1-23
- (3)認定研修施設長:井野 智
- (4)研修プログラム責任者:井野 智
- (5)補綴歯科指導医(1名):井野 智

## II 補綴歯科専門医研修の歯科医師定員

10名

## III 研修期間

5年以上

## IV 研修目標

本プログラムは、補綴歯科専門医として、「患者、地域の歯科医師および医師等、社会の要請に応え、高度で安全な治療を提供するために、包括的で全人的な補綴歯科診療を実践する知識、態度、技能を修得する」ことを目標とする。

## V 研修カリキュラム(到達目標)

「履修チェックリスト 別表」(別添)に示す以下の各項目(A~F)を履修する。

### A. 補綴歯科診療に必要な基本的知識

一般目標:

患者に専門的な歯科診療を提供するために、補綴歯科診療に必要な基本的知識を修得する。

到達目標:

- (1)顎口腔系の構造を説明する。
- (2)顎口腔系の機能を説明する。
- (3)咬合・下顎運動を説明する。
- (4)歯、歯肉および顔貌の審美について説明する。
- (5)顎口腔系の加齢変化を説明する。
- (6)歯質・歯列欠損による障害の病因と病態を説明する。
- (7)顎顔面欠損による障害の病因と病態を説明する。
- (8)顎関節症の病因と病態を説明する。
- (9)摂食・嚥下障害の病因と病態を説明する。
- (10)身体的社会的要因を説明する。
- (11)精神心理学的要因を説明する。
- (12)必要な機器・材料について説明する。

## B. 補綴歯科診療の診断, 治療に必要な診察, 検査

一般目標:

適切な診療計画を立案するために, 必要な診察, 検査を選択し, 実施する.

到達目標:

- (1) 医療面接を行う.
- (2) 頭頸部の診察を行う.
- (3) 口腔内の診察を行う.
- (4) 模型による検査を行う.
- (5) 必要な顎口腔機能検査を行う.  
(咬合接触検査, 咬合様式の検査, 咀嚼能力[能率]検査)
- (6) 必要な画像検査を指示する.  
(デンタルエックス線写真, パノラマエックス線写真, 顎関節単純撮影エックス線写真)

## C. 補綴歯科診療の診断

一般目標:

患者個々の状態に対応した補綴歯科診療を行うために, 検査結果を基に治療計画を立案する.

到達目標:

- (1) 補綴歯科治療に必要な診察・検査からプロブレムリストを作成する.
- (2) 歯質欠損患者の難易度を評価する.
- (3) 部分歯列欠損患者の難易度を評価する.
- (4) 無歯顎患者の難易度を評価する.
- (5) 顎関節症の鑑別診断を行う.
- (6) 必要な前処置を選択する.
- (7) 適切な補綴治療方法を選択する.
- (8) 適切な補綴治療計画を立案する.
- (9) インフォームドコンセントを実施する.

## D. 補綴歯科診療の治療・管理

一般目標:

患者のQOL向上・維持のために, 治療計画に基づいた補綴歯科診療を実践し, 口腔機能の管理を行う.

到達目標:

- (1) クラウンブリッジによる治療を行う.
- (2) 部分床義歯による治療を行う.
- (3) 全部床義歯による治療を行う.
- (4) インプラント義歯による治療を行う.
- (5) 多職種と連携し, 顎顔面補綴装置による治療を行う.
- (6) 装着した補綴装置および口腔機能の管理を行う.
- (7) 顎関節症の治療および管理を行う.

#### E. 医療倫理, 感染予防対策, 個人情報保護

一般目標:

患者に安心して安全な歯科医療を提供するために, 医療安全, 医療倫理, 感染予防対策, 個人情報保護に配慮した診療を実施する.

到達目標:

- (1) 医療安全に配慮する.
- (2) 医療倫理を実践する.
- (3) 診療室の感染予防対策を行う.
- (4) 個人情報保護に配慮する.
- (5) 関連法規を説明する.

#### F. EBMの必要性と生涯学習の習慣

一般目標[1]:

高度でかつ適切な歯科医療を提供するために, EBMの必要性を理解する.

到達目標:

- (1) EBMの重要性を説明する.
- (2) EBMの根拠資料を検索する.
- (3) EBMを実践する.

一般目標[2]:

自己研鑽を積むために, 生涯学習の習慣を身につける.

到達目標:

- (1) 学術大会, 教育研修会等に参加する.
- (2) 学会発表を行う.
- (3) 症例報告を行う.
- (4) 学術論文を作成する.

### VI 研修方法

補綴歯科指導医の指導のもと, 以下のコンピテンス(1~5)について「コンピテンス 別表」(添付)に記載されている内容で実施し, 実施後は可及的速やかに「補綴歯科専門医研修評価記録」(別添)に記載し, 指導医の承認(サイン)を受ける。

#### コンピテンス1. 口腔の形態・機能・審美回復の専門医

GIO: 1. 口腔の形態・機能・審美回復の専門医となるために必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 補綴歯科治療に関連する顎口腔系の形態と機能を理解する(知識)

2. 補綴歯科治療に必要な機器, 材料, 補綴装置の構成要素を理解する(知識)

3. 患者個々の状態に対応した補綴歯科診療を行うために, 必要な診察・検査を実施し, 治療計画を立案できる(技能)

- 4.患者のQOLを維持・向上するために、治療計画に基づく補綴歯科診療を実践し、口腔機能と審美性を回復できる(技能)
- 5.患者の心理, 社会的背景に配慮して診察できる(態度)
- 6.EvidenceBasedDentistry(EBD)とNarrativeBasedDentistry(NBD)を考慮した診療ができる(技能)
- 7.問題解決指向型の病歴記載(POMR:ProblemOrientedMedicalRecord)ができる(技能)

GIO: 2.口腔の形態・機能・審美回復の専門医となるために必要な地域医療と社会資源の活用について修得する.

SBOs: 1.歯科口腔保健に関する地域計画に参加し、行政に関与できる(知識・技能)

2.歯科口腔保健に関する法律・制度・社会資源に精通し、適切な地域医療を提供できる(知識・技能)

3.地域包括ケアシステムの中で、口腔の専門家として口腔機能の回復と維持のための歯科医療・健康対策を担う(知識・技能)

## コンピテンス 2. 口腔機能と食の支援者

GIO: 1.口腔機能の管理を実施するために必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1.補綴歯科装置を含めて、咀嚼, 嚥下, 発語・構音, 呼吸に必要な口腔機能を維持・管理できる(知識・技能)

2.口腔機能低下症を適切に診断し、患者のライフステージにあわせて口腔機能を管理できる(知識・技能)

GIO: 2.食の支援に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1.補綴歯科治療の結果を食事や栄養に結びつけられる(知識・技能)

2.患者の口腔機能と生活環境に合わせた食事と栄養の指導を行うことができる(知識・技能)

GIO: 3.摂食嚥下機能の支援に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1.摂食嚥下機能を考慮した補綴歯科治療を実践できる(知識・技能)

2.摂食嚥下機能の低下や摂食嚥下障害を理解し、摂食嚥下機能のリハビリテーションに参加できる(知識・技能)

## コンピテンス 3. コミュニケーション

GIO: 1.患者・家族との信頼関係を構築する.

SBOs: 1.多様な考え方や背景を持つ患者やその家族に対して信頼関係を構築できる(態度・技能)

2.心理的・社会的背景を配慮し支援できる(態度・技能)

GIO: 2.多職種との連携に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1.補綴歯科治療に関わる多くの専門職と協力してチーム医療を実践できる(知識・技能)

2.専門を超える対応が必要な場合に、適切な分野の専門職と連携できる(知識・技能)

GIO: 3. 専門医との連携に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 他の専門医との連携が実践できる(知識・技能)

GIO: 4. 社会との関わりに必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 一般市民や行政を含めた社会全体に補綴歯科治療の必要性や重要性を説明できる(知識・技能)

#### コンピテンス 4. 学識・研究者

GIO: 1. 補綴歯科専門医が保持するべきリサーチマインドの涵養に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 歯科医療の問題を認識し、その解決に取り組むことができる(知識・技能)

2. 得た知見を科学的考察に基づいて発表できる(知識・技能)

GIO: 2. 補綴歯科専門医が保持するべき国際的視野の涵養に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 海外の歯科医療に関する情報に触れ、国際的視野を養う(知識・技能)

2. 国際的な学術集会やイベント等に積極的に参加し、情報収集や情報発信に努める(知識・技能)

GIO: 3. 補綴歯科専門医が知っておくべき、あるいは実践するために必要な先進医療の知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 最新の歯科医学の情報を収集し、現状の歯科医療をエビデンスに基づいて検証する(知識・技能)

2. 先進医療を経験し、または先進医療に関する情報を収集し、診断および治療法の研究・普及に積極的に参加する(知識・技能)

#### コンピテンス 5. 歯科医療のプロフェッショナル

GIO: 1. 補綴歯科専門医が保持するべき医の倫理に必要な知識・技能を修得する.

SBOs: 1. 患者の個人情報保護に配慮し、社会的・職業的責任と医の倫理に沿って職務を全うする(態度)

2. 患者の自己決定権を尊重し、説明と同意を得る(知識・技能)

GIO: 2. 補綴歯科専門医が保有すべき省察的態度および研鑽を実施する.

SBOs: 1. 他者からの評価を真摯に受け止め、生涯にわたって振り返りと自己研鑽に努める(態度)

GIO: 3. 後進の育成に貢献する.

SBOs: 1. 歯科医療に関わる後進のロールモデルとなり、教育に貢献する(態度)

2. 社会に対して啓発的・教育的取り組みを行う(技能)

GIO: 4. チーム医療を実践する.

SBOs: 1. 多くの専門医と協力してチーム医療を実践する(技能)

GIO:5.医療安全を実践する.

SBOs: 1.歯科医療現場における医療安全と感染対策を実践する(技能)

GIO:6.医療経済に配慮した歯科医療を実践する.

SBOs: 1.医療経済・社会保険制度に配慮しつつ、適切な歯科医療を実践する(技能)

## VII 研修内容の評価方法

到達目標(A～E)について、「履修チェックリスト」(別添)を用いて評価を行う。また、一部の評価はルーブリック「公益社団法人日本補綴歯科学会補綴専門医研修症例カリキュラム到達度ルーブリック」(別添)を適用する。

## VIII 補綴歯科専門医の認定・更新の基準

専門医の認定・更新に関してその症例は学会の定める症型分類に従い、評価のうえで難易度を分類する。その治療効果は学会の推奨する機能検査等により評価し、機能回復を確認する。

### 1. 症型分類に基づく症例の難易度評価

「歯の欠損の補綴歯科診療ガイドライン2008」に従い、補綴歯科治療を実施した症例の難易度を分析、評価する。

1) 歯質欠損(Level I～IV)

2) 部分歯列欠損(Level I～IV)

3) 無歯顎(Level I～IV)

なお、顎欠損、顎関節症、摂食嚥下障害に関しては、難易度が軽症と診断された症例をレベル III、難易度が中等度以上と診断された症例をレベル IVとする。

※身体社会的条件において、総合的判断がレベル 3 ないし 4 の場合には、難易度がさらに高くなる(「2. 医療水準の数値化」で考慮する)。

### 2. 医療水準の数値化(方法①)

● 咀嚼障害 → 咀嚼機能検査で客観的に評価

● 審美障害、構音障害他 → 患者満足度調査票により評価

⇒ 臨床技能、患者満足度を数値化し、各々認定基準を設定する。

1) 症例の難易度に応じて、咀嚼機能の改善度を臨床技能として数値化する。

ただし、対象症例は1の1), 2), 3)および顎関節症とする。

(例1)咀嚼能力検査(グルコースの溶出量測定)を実施した場合

・100 mg/dL以上を達成した場合の評価(1症例につき)

レベル I — 60 unit

レベル II — 70 unit

レベル III — 80 unit

レベル IV — 90 unit



・術前と術後で比較した場合

改善が認められればunit数獲得とする。

※身体社会的条件において、総合的判断がレベル3ないし4の場合

— 50 unit加算

(例2)各施設で口腔機能検査を術前・術後で実施する。

対象症例は顎欠損および摂食嚥下障害とする。

改善が認められればunit数獲得とする。

※身体社会的条件において、総合的判断がレベル3ないし4の場合

— 50 unit加算

2) 患者満足度の数値化

咀嚼機能の患者満足度のみではなく、補綴歯科治療全般にわたる調査票を作成する。

咀嚼障害、審美障害、構音障害の改善度、診療費、診療情報提供のあり方、痛みや安全性への配慮等を「不満～満足、0～10点」等の指標で、数値化して評価する。

3) 診療実績としての認定基準

● 合計unit数 — 1,000 unit以上

● 歯質欠損、部分歯列欠損、無歯顎の各症例数 — 各々3例以上

● レベルⅢ、Ⅳの症例数 — 各々3例以上

● 患者満足度 — 全症例の平均点が6点以上

3. 医療水準の数値化(方法②)

観察記録の際に評価シートおよび評価マニュアルを用いて臨床技能を評価し、合格と判定された場合にunit数獲得とする。

※評価シート、評価マニュアルは各研修施設で作成する。

※合格時のunit数は、方法①と同一とする。

4. 診療実績としての更新認定基準

1) 認定期間における診療実績

● 合計unit数 — 500 unit以上

● 歯質欠損、部分歯列欠損、無歯顎の各症例数 — 各々3例以上

● レベルⅢ、Ⅳの症例数 — 各々3例以上

● 患者満足度 — 全症例の平均点が6点以上

2) 学会出席、学会発表、論文投稿等の研修実績(本会規程集の規定に従う。)

補足事項

1. 補綴歯科専門医申請者の資格、専門医試験、研修単位等に関しては、公益社団法人日本補綴歯科学会規程集の56新専門医制度規則、57新専門医制度施行細則の規定を確認すること。
2. 数値化した医療水準を当該補綴歯科専門医および当該医療機関の診療実績として公表(HP にアップなど)されるので、確認すること。